

5. シンポジウム「記憶の管理と文書の伝来」

(平成17年度九州史学会大会全体会と共催)

日時：2006年12月9日（土）13時30分から

場所：九州大学法文系講義棟101教室

共通テーマ「記憶の管理と文書の伝来」

報告：

岡崎 敦「シンポジウムの趣旨」

坂上康俊「日本古代中世文書の伝来経緯について

—韓国・中国・西欧との比較のための予察—

森平雅彦「高麗時代文書史料の伝存状況とその特徴」

中島楽章「中国明清時代の文書管理 —徽州文書を中心として—」

岡崎 敦「西欧中世における実務の記憶と記録

—教会を中心として—

渡辺浩一「コメント」

森本芳樹「総括」

平成17年度九州史学会全体会との共催で、シンポジウムを開催した。

20世紀末以降、歴史学のあらゆる領域において、「記憶」が一つのキーワードとして浮上してきた。国民国家の「記憶の場」や、戦争責任論・ジェンダー史等のように、ときには現代史における政治的争点とされる諸問題に至る、広大な射程を有するこれらの問題群は、同時に、古典的な歴史学方法論や問題関心についても、ある種の変容を要求している。古文書学における、様式論から機能論への関心の移行、史料の生成のみならず伝来過程に関心を集中するアーカイヴズ史の動向、さらには、テキスト内容（だけ）ではなく、その読まれ方、取り扱われ方の重要性を強調する「読書行為の歴史」研究等は、そのもっとも端的な現われであろう。ここでは、共通して、歴史現象の「正しい」特定（だけ）でなく、「どのような過去が、過去の特定時点において、どのように表現され、いかなる価値をもったのか」についての関心が立ち現れているのである。

ところで、「記憶の管理」の問題群は、通常、「過去の改竄」という文脈で、たとえば歴史叙述系史料の検討に適合的なように見えるが、「過去の表象」は、実務のルーティーンのなかで蓄積されるものでもありうる。「過去は何の役に立つ（と見なされた）のか」という意味では、文書系史料もまた、有効な研究対象なのである。具体的には、以下のような質問表がたてられ得るように思われる。

—どのような情報が、誰によって、どこに保存され、あるいは廃棄されたのか（資料の存在論）

—資料は、何のために管理され、どのように利用されたのか（資料の機能論）

—資料伝来が可能となるために、どのような諸条件が必要で、それは、どのような社会秩序と関係しているのか（資料伝来の諸条件）

今回のシンポジウムにおいては、時期と地域を越えた比較の試みとして、個別の歴史現象にとどまらず、「記憶の管理と文書の伝来」に関わる共通の諸論点の発見と検討が試みられた。たとえば、日本史から提起される「イエ」と伝来との関係、文書行政・管理と組織との関係は、人類に共通する特徴を有するのであろうか。あるいは、裁判等の実務における過去の参照については、文字資料の価値、当事者主義を前提とする権利証書主義と、当局が責任を負う「登記」との対立など、多様な議論が共有できるであろう。また、歴史編纂や儀礼を通しての「正しい＝記憶されるべき過去」の構築作業と、実務系記録との関係も興味深い。

シンポジウム全体は、日本史からの問題の提起を受けて、これを念頭に、朝鮮半島、中国、西欧の状況が解説され、最後に再び日本史からコメントされる形式をとった。これは、今回のシンポジウムが、日本の状況を、世界史のなかで再考し、あるいは相対化するための視角を共有するために採用したものである。比較の視座にたった野心的な試みである。シンポジウムの主宰者としては、一見地味とも見える「史料伝来」についての考察が、どれほど豊かな歴史学的地平を有しているかを示したいと考えた。

各報告は、まず、それぞれ対象とする地域での文書資料伝来の特徴を整理し、ついで、時代を特定した各論を提示した。後半の総合討論では、各報告と、特にアーカイヴズ史（＝文書管理史）の専門家にお問い合わせしたコメントにおいて提示された論点を念頭に、議論の枠組みの共有を目指した。坂上報告は、日本古代・中世の文書伝来の状況を、中国・朝鮮半島との比較を念頭に整理し、シンポジウム全体への問題提起をおこなう。森平報告は、高麗時代の朝鮮半島における文書史料の伝来状況を整理し、この時代の文書作成、利用、保存慣行が、伝来に与えた影響を評価する。中島報告では、中国における文書伝来を、出土文字資料と伝存文書にわたって総覧し、「なぜ中国では文書が伝存しにくいのか」を正面から論じた。岡崎報告は、西欧中世の、とりわけ王および教会文書に関して文書伝来の諸条件を整理し、文書伝来現象自体が、文書の価値をめぐる当該社会のあり方を写す鏡であることを強調した。シンポジウムの締めくくりとして、伝来論を中心とする史料論研究の意義について再考する総括が、森本芳樹氏により提示された。

以下では、日本史からの問題提起（坂上報告）とコメント（渡辺コメント）を中心に、その他の報告の概要と討論の論点をまとめるシンポジウム報告記を配置し、最後に、森本芳樹氏による総括を掲載する。いずれも、当日の報告をもとに、あらたに書き下ろされたものである。

日本古代中世文書の伝来経緯について
—中国・韓国・西欧との比較のための予察—

坂上 康俊

はじめに——本稿の主旨——

従来日本の古文書学では、文書とは「当事者が、或境遇に於ける必要上、その対象たるべきものに充て、文字を以てその事件を書き現はしたるもの」（黒板勝美「日本古文書様式論」『虚心文集』第6所収、吉川弘文館、1940年、13頁。1903年稿）、換言すれば「特定の相手に伝達する意思をもってするところの意思表示の所産」であって（佐藤進一『新版 古文書学入門』法制大学出版局、1997年、1頁、初版1971年）、典籍（編纂物）や記録（日記）と並立するものとされてきた。日本における古文書学の展開は、真偽鑑定・書札札研究・古筆鑑賞という前史を踏まえつつ、近代歴史学の中で、文書様式論を主、文書形態論を従として発展し、最近では特に機能論、つまりその文書の効力・役割とその由来への関心が高まっている（佐藤進一前掲書）。本稿で取り上げる伝来論、即ちいったいどこにどの時代の文書がどのように残っており、それは何故なのかという議論も、機能論と密接な関係をもって提起されてきたものであった（河音能平「歴史科学運動と史料学の課題」『世界史のなかの日本中世文書』所収、文理閣、1996年、初発表1976年）。河音能平氏が言うように「史料の残存・伝来形態をそれぞれ異なる諸民族の歴史を比較するに際して、その史料の残存・伝来形態の民族的特殊性とそれに由来するそれぞれの史料学の特異性というものをほとんど無視して、それぞれなりの史料分析の結果だけを比較してきたにすぎないということに気づかざるを得ない。しかし考えてみれば、各民族の史料の残存・伝来形態こそは、その民族の歴史の歴史的特質を集中的に表現するものではないだろうか。このように考えてくれば、私たちは各民族の史料の残存・伝来形態そのものを比較し、さらにそれらの所与の史料を科学的に分析する史料学独自のあり方そのものを比較することから出発」しなければならないのが、比較史に取り組むにあたって求められる基本姿勢ということになる。」「民族」という括りが妥当かどうかは、取り敢えず措くにしても。

しかしながら、文書をめぐる比較史的研究は、これまで中世の、しかも日本と西欧との比較（河音能平前掲書、鶴島博和・春田直紀「シンポジウム報告 日英中世史料論」『古文書研究』56号、2002年、森本芳樹「国際比較中世史料論の現在」『比較史の道』所収、創文社、2004年、初発表2002年、東京大学史料編纂所編『歴史学と史料研究』山川出版社、2003年、を挙げておく）に限られてきた憾があり、また、歴史研究の素材としての共通性がそうさせるのか、日本と西欧の古文書学の進展には並行現象が見られるという（ユードイト・フレリッヒ「日欧中世史料論についてのノート」『九州史学』131号、2002年）。これに対して、東アジアの文書の世界が比較の対象として取り上げられたことは、日・唐の公式令とその運用をめぐる議論を除いては、基本的には無かったように思う。本稿は、日本の古代中世文書についての伝来論・機能論的研究の成果を踏まえ、中国や韓国の状況と対比させ、ここに日本の「文書主義」の特徴を析出し、中国や朝鮮半島から学んだ「文書主義」の日本における変容について検討してみたいかがかという提案を主旨とする。

1、日本における古代中世文書の伝来状況

さて、そもそも日本・中国・韓国にはどの程度の前近代、特に古代中世の文書が残っているのか、これを上に述べたような観点から検討しようとするれば、本来は一定期間残そうとして残ってきた文書に限定して考える必要がある。つまり①偶然残った文書（たとえば正倉院文書約二万点、九条家本延喜式・稿本北山抄・兵範記等の紙背文書類）、②発掘文書（たとえば、敦煌・吐魯番・楼蘭文書、簡牘・金石

文、文書木簡、漆紙文書）は、廃棄されたものであるという意味で、すなわち保管すべき文書ではなかった（保管しなければならない理由が無かった）ということを示すという点では貴重な資料であることは言うまでもないが、文書のある程度伝存させようという際の目的や、させつつある際の機能への期待を探るという意味では、とりあえずは除外して検討してみることが必要であろう。ただ、統計的なデータとして紙背文書等を除外するのはやや面倒なので、以下は飽くまでも大勢論として示してみたい。

日本の前近代文書の伝来状況については、やや長文にはなるが、佐藤進一氏による簡にして要を得た説明があるので、まずはこれを紹介しておこう（前掲書 28 頁）。

古文書の伝来状況を年代順に概観すると、まず正倉院に大宝の戸籍以下奈良朝の文書が伝えられた関係で、奈良朝の文書は比較的多い。そして平安時代に入るとむしろ少なくなる。平安初期の文書はだいたい東大寺・東寺などのもの、なかんずく東大寺のものが中心をなす。平安中期になると、だんだん地方社寺の文書も出てくるが、官社・官寺であったところのものばかりといってよく、大まかにいって国家が社寺に特権を付与し保護を加えるなどの公文書、いわゆる公験が多い。また内容からいえば、社寺の宗教的性格に直接関係した文書と、社寺領に関する文書とがある。平安時代後期になると、荘園制の発展にともなって社寺領関係文書はますます増加するとともに、荘園制発展の基盤をなす名主・領主層の成長を示すものとして、彼らの土地経営に関する文書が、しかも個人の家に伝来するものが見られるようになる。鎌倉時代以降になると、幕府の発給した文書で武士の子孫の家に伝わるものが激増する。室町・戦国時代になると朝廷・公家は完全に無力となり、したがって実質的な支配権力を表現する朝廷の公文書は極めて少なくなる。また荘園制度崩壊の当然の結果として、社寺本所の荘園経営の文書はほとんど見られなくなり、武家関係及び郷村関係のものばかりになる。江戸時代に入ると、幕府諸藩の発給した文書のほかに、前代の郷村関係文書の系統を引く村落文書（いわゆる地方文書）、とくに五人組帳・宗門改帳等の村落行政文書が圧倒的に多くなる。

これを古代中世について多少とも数量化して表現すれば、偶然残ってしまった正倉院文書についてはこれを除き、平安時代の一紙文書を収録した『平安遺文』（781～1185年の年紀を持つ、即ちほぼ400年間に記された約5,000点の文書が、11巻に収められている）で12世紀以前の文書の伝存状況を見ると（解説に5行以上列記するもの。正文・案文・写しを問わない）、厳島神社文書・石清水文書・栄山寺文書・高野山文書・三宝院文書・東寺文書・東大寺文書（東南院文書を含む）・根来要書・壬生家文書が多く、寺社文書、中でも東大寺文書が確かに圧倒的に多い。右に掲げた中で、主として文書発給者という立場にある者は、官務家小槻氏の末流である壬生家のみであって、その保有してきた文書の大部分は、職務上保存した発給文書の写しの他は、室町時代を中心とする自己の所領関係のものである（橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」『平安時代貴族社会の研究』所収、吉川弘文館、1976年、初発表1959年）。

中世については、『鎌倉遺文』（1185年～1334年という約250年間の文書33,053通が47巻に収められている。ただし、『平安遺文』とは異なり、典籍・記録類に掲載された文書も含む）には、そういった親切的な統計・解説が無い。しかし、鎌倉・室町・戦国と時代が下るに従い、家文書が増えることは間違いない。東京大学史料編纂所が刊行している『大日本古文書』（家わけ）で複数冊刊行されているものの伝存の主体は、上記の東大寺・石清水・東寺・高野山に加え、伊達家・島津家・吉川家・小早川家・上杉家・相良家・毛利家・阿蘇家・大徳寺・東福寺・蜷川家となる。このうち、何らかの形で中央政権側の立場のものは、室町幕府政所代の蜷川家文書のみであるが、これは15世紀初頭以前は後世の備忘で、原本ないし同時代の写しではない。以上に挙げた外に、壬生家文書（『図書寮叢刊』で全10冊、他）とともに宮内庁書陵部に所蔵されている九条家文書（同じく全7冊、約3,000通）や、國學院大學所蔵の久我家文書（全5冊）など、公家に伝来した中世の家領関係の文書も忘れてはならない。

大雑把ながら以上に見たように、日本の現存古代中世文書は、12世紀以前については殆ど寺家・社家のものに限られ、これに壬生家のような世襲官僚家が混じり、13世紀以降はこれらに加えて九条家のような公家、島津・小早川家といった武家が加わるということになる。内容は、何らかの権利が授与されたことを示すものを柱とし、これに付随して儀礼的なもの（それらが間接的に当主の地位を示すものであることは言うまでもない）、発給文書の控えや所領支配のための帳簿（これも所領の実効支配の証験という側面がある）等からなる（上島有・飯倉晴武・湯山賢一・富田正弘・熱田公「シンポジウム古文書の伝来と保存」『古文書研究』25号、1986年、河音能平「日本前期中世における文書の機能と伝来の諸形態」前掲書所収、初発表1987年等を参照されたい）。

大量の文書が寺社・公家・武家に現代まで残されてきている背景については、これを武家文書の代表として島津家文書で見るとすれば、近世に至って由緒ある具足類とともに島津家当主としての正当性の象徴として整理・保管したことが知られており（山本博文「島津家文書の内部構造の研究」『東京大学史料編纂所研究紀要』13号、2003年）、それ故に当主宛の書状に加えて当主の出した書状の案文も大事に保存されてきている。ただ、もちろん中世の初めから当主としての正当性の象徴として保存されてきたものと評価するべきではなくて、森哲也氏が中世初期における東大寺文書の中の観世音寺文書の保管状況を検討した結果として、荘園ごとに纏められ、時に出納されていることと、寺領の認定・保全とが密接な関係にあったという点（「観世音寺文書の基礎的考察」『九州史学』127号、2001年、「近世・近代における東大寺文書」『正倉院文書研究』9、2003年）を援用すれば、武家・公家文書の中核部分の保持の元来の意図も、領有の正当性の確保にあったことは想像に難くない。

その際留意しておきたいのは笠松宏至氏が指摘したように（「中世法の特質」『日本中世法史論』所収、東京大学出版会、1979年、初発表1963年）、鎌倉幕府の法廷において、互いに相手の主張の根拠たる文書を「謀書（偽文書）」と非難しあう中で、発給した側の幕府には、その写しすらないという状況、官僚制的な統治機構では考えがたい状況との関連である。鎌倉時代の後期になると、「評定事書」「下知符案」といった形で、裁許下知状の準備資料が原簿としての役割を果たしていたことが高橋一樹氏によって明らかにされているが、これを同時期の幕府法訴訟制度における職権主義の台頭（佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、1993年、初発表1943年）と関連させる氏の指摘は興味深い（「鎌倉幕府の保管文書とその機能」河音能平編『中世文書論の視座』所収、東京堂出版、1996年）。ともあれ、法の分立・裁判権の分立という日本中世社会の多面的・分裂的側面（石井進「中世社会論」『石井進著作集 第六巻 中世社会論の地平』所収、岩波書店、2005年、57～9頁、初発表1976年）に対応しつつ、当事者主義の貫徹していた司法制度（石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』弘文堂書房、1938年）の中で領有権を主張しようとするれば、たとえ現状では荒廃状態にあつたり、押領されてしまっている荘園に関する文書、すなわち「死せる文書」であっても、さまざまなきっかけで社会的な実効性を復活せうという状況の中で（山田渉「中世的所有と中世的土地所有権」『歴史学研究別冊特集東アジア世界の再編と民衆意識』、青木書店、1983年、71頁）、ともかく関係ありそうな文書は保存しておくという指向性を持つのは当然であろう。東大寺が中世の早い段階において奈良時代の文書を保存しておいたのは、それが「歴史的由緒」と見なされたからだという主張（森哲也「仁平三年東大寺諸荘園文書目録の基礎的考察」『史淵』137輯、2000年）は、必ずしも正鵠を射ているとは言い切れない面がある。また、文書の内容以前に文書であること自体が価値を持ったのではないかという、菅野文夫氏が指摘した「文書フェティシズム」（「本券と手継」『日本史研究』284号、1984年）についても、たとえば後に東大寺が小東荘として領有するに至った大和国大田犬丸名（稲垣泰彦「初期名田の構造」『日本中世社会史論』所収、東京大学出版会、1981年、初発表1962年）の、たまたま収穫の一部を国衙経由で受領する権利のみを東大寺が持つのみであって完全に国衙領であった時代の名の結解文書をも取得・保持していた点に思いを致せば（拙稿「大和国大田犬丸負田結解の世界」『南都仏教』63号、1989

年)、システマティックに保存し続けたらう権利付与を明示した文書以外に、訴訟・検田等の領有権に対する危機に際して、自らの主張に動員できそうな文書はこれを手に入れ、保持しておこうとする指向性の存在というふうに捉えるべきではなかろうか。だからこそ直接には領有権に結びつきはしない返抄(受領証)の類まで保存されてきたのであろう。当該結解は、永承～天喜年間の国衙領時代のものが、おそらくは天養年間の大和国検に際して成巻されており、領有坪付の由来を説明しようとしたものと推測されることも参照される(前掲拙稿)。

もちろんこのような指向性は、寺家社家に限らず、武家・公家にあっても同様に持っていたと思われるが、現実に文書が保存されて現在にまで伝えられてきた背景を考えようとするれば、寺社のアジール性、すなわち国家(世俗)権力からの独立性が、または王法・仏法の相互依存性が影響している可能性を、特に中国や韓国での文書の伝存状況との違いを考える際には、考慮に入れる必要がある。

2、中国・韓国における文書の伝来状況

中国では、地中から発見されたもの、石に刻まれたものを除き、意図的に残されたものでは徽州文書あたりが古く、膨大なのは明清?案ということになる。後者は国家側のもので14世紀以降、大部分は17世紀以降のものであり、前者も「千年文書」とは言いながら、実は12世紀以降のもので、多くはかなり時代が降る(中島楽章『明代郷村の紛争と秩序』汲古書院、2002年)。刻石の中には、「嵩岳少林寺碑」(礪波護「嵩岳少林寺碑考」参照、京都大学人文科学研究所編『中国貴族制社会の研究』所収、1987年)のように、学田・寺田その他の土地の権利授与に関して公権力の証明書を刻んだものがあるが、それほど多いものではない。

そもそも中国ないし中国学の世界では、甲骨・簡牘・敦煌吐魯番文書・明清?案といった四大文書群(今ではこれに徽州文書が加わる)それぞれについての研究は現在ますます盛んかつ精緻化していると言えるが、古代から近代に至る中国の古文書自体の通史あるいは概論の誕生までには、まだかなりの時間と労力とを必要とするだろうという、ちょうど30年前の竺沙雅章氏の言葉(「中国古文書学の現段階」『書の日本史』第9巻、平凡社、1976年)は、今なお通用するといつて良いだろう(例外的・先駆的な試みとして、許同辛『公牘学史』案出版社、1989年、原版1947年、を挙げることはできるが)。その主因は、かつて黒板勝美氏が「金石学、書学、字学及び文章学等の発達に頗る進歩せるものあるに拘はらず、是等の学と最も親密なる古文書学の遂に創起せざりし所以は、その原本殆んど散亡して今日に存するもの極めて稀なるに因るなり」「されば支那の古文書に就て之が発展し変遷せる跡を観察せんとするは至難の事なりとす」(前掲論文4～5頁)と述べているように、伝来古文書が極端に少なかったからであると考えて良いと思うが、では何故伝来古文書が極端に少ないのか、それをここで問いたいのである。その際、先述の鎌倉幕府の事例を比較の対象として挙げることが許されるならば、そもそも文書そのもの真偽鑑定が問題になる機会が少なかった可能性がある。

その一つの要因としては、『漢書』卷39 蕭何伝に、

沛公(後の漢の高祖劉邦)至咸陽、諸将皆争走金帛财物之府分之。(蕭)何独先入収秦丞相御史律令图书藏之。沛公具知天下?塞、戸口多少、疆弱处、民所疾苦者、以何得秦图书也。

『三国志』卷48 呉書3・三嗣主伝、天紀4年条裴松之注所引晋陽秋に、

(王)濬収其图籍。領州四、郡四十三、県三百一十三、戸五十二万三千、吏三万二千、兵二十三万、男女口二百三十万、米穀二百三十万斛、舟船五千余艘、後宮五千余人。

更には『旧唐書』卷38 地理志1(1384頁)に、

大凡隋簿、郡百九十、県一千二百五十五、戸八百九十万七千五百三十六、口四千六百一十九万九千九百五十六。

とあるように、官府が持っている帳簿が支配の根幹にあり続けたのであって、そういう意味では官府保

持文書の世界が一方に屹立していたことを考慮に入れる必要がある。もっとも、早く石井進氏が指摘したように、鎌倉時代の諸国大田文が実際は国衙機構によって作成されていたという事実、即ち、鎌倉幕府の支配の根底に国衙機構の作成し続けた土地台帳があったという事実は（『石井進著作集 第1巻 日本中世国家史の研究』岩波書店、2004年、原著1970年）、今述べた中国での事態と相似するものであり、どの国の場合もそうした帳簿の引き継ぎという展開はあったということは可能かもしれない。しかしながら後述するように、国衙が保持していた帳簿は、下級所有権を変更あるごとに書き留めたものとは考えにくく、やはり州県郷里の縦の官僚制的編成によって戸口まで把握される中国とは、把握の精度が異なると言わざるをえない。

その一方で中国については、趙樹理『李家荘の変遷』（1945年）の冒頭において、主人公張鉄鎖が、
「庭から便所まで、そっくり、あの人のじいさんが、うちのじいさんに自分で売りわたしたもんです。ここに証文があります」（小野忍訳、岩波文庫、11頁）

と、証文を持ち出しながらも、村の顔役たちによっていよいよあしられる経緯が示すような、厳然として存在する在地秩序の立役者たちこそが証文の価値を定めるという社会の在り方にも注目しておく必要がある。確かに仁井田陞氏は、清代において「現に収益し紅契（公によって証明を受けた売買証書）をもつものは保護せられる」という観念が存在していたことを明らかにしているが（『清代の取引法等十則』『中国法制史研究 土地法・取引法』所収、東京大学出版会、増訂版1981年）、しかし、およそ「戸婚田土の案」はこれを「細事」とみなし、なるべくは官に手間をかけさせずに済ませるべきだという観念も伝統中国のものであった（奥村郁三「戸婚田土の案」『法学論集』17巻5号、1968年、同「中国における官僚制と自治の接点」『法制史研究』19、1969年）。一見精密に把握されているように見えながら、実際には官の意向に忠実な村落その他の諸集団の狭間にあつて、文書による権利認定がどこまで有効性を発揮しえたのか、これが文書伝存の条件を考えるに当たって大きな鍵となるように思う。

日本においては、10世紀に入ると百姓の立券が停止され（赤松俊秀「領主と作人」『古代中世社会経済史研究』所収、平楽寺書店、1972年、初発表1966年）、以後の所領売買では私券が用いられた。つまり日本ではこれ以降、国郡による売買事実の確認はなされず、いわば私券によって（下級）土地所有（＝作手）が保証されざるを得ない状態になったのである。荘園などの上級所有権は国家的給付であるので公文書が発せられたが（立券荘号）、その現実的な支配の状況を逐次確認し続ける公権力が不在ないし分立してしまうという状況が、前述のように上級所有権の保持者に官底（太政官弁官局。具体的・実質的には、小槻=壬生氏。河音能平「日本中世前期における官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則について」前掲『世界史の中の日本中世文書』所収、初発表1990年）に頼りきりにならない施策、すなわち証抛文書の保管を強いる一方で、元来私券に他ならない下級所有権に関する文書をも、実効支配の経緯を示す文書として保持させ続けたのではあるまいか。一方の中国では、土地領有が一旦「官」によって把握されてしまうと、日本より遙かに厳格に公権力に領有関係の保証を求めることができたがために、自分で文書を保管し続ける必要が薄かったのではなかろうか。その一方で、「官」を煩わせないという理屈が優先する場面では文書の機能がどのようなものであったのか、これが文書の伝存の条件を左右しただろう。

中国と日本での文書の伝存状況の違いには、裁判の仕組みも関係があるかもしれない。検断沙汰（刑事犯人の検察・断罪）と所務沙汰（所領相論に関する訴訟）が並立する中世日本と中国との違いが、文書の伝存に影響している可能性があるからである。本来の律令裁判の仕組みとしては、公式令・獄令二系統の裁判手続（前者は非罪責追及訴訟＝民事訴訟的なもの、後者は罪責追及訴訟＝刑事訴訟的なもの、とする）があるとする、いわゆる二系統説（利光三津夫『裁判の歴史』至文堂、1964年）ではなく、公式令は訴訟提起の方法を述べたもの、獄令は告訴を承けた後に官司が推断する手続を述べたものとする一系統説（奥村郁三「唐代裁判手続法」『法制史研究』10、1959年）にやや分があると言えようが（長

谷山彰「律令裁判手続に関する二系統説と一系統説」『日本古代の法と裁判』所収、創文社、2004年、初発表1997年）、令集解の諸説に二系統説への傾斜を読み取ることは十分に可能であり（利光三津夫「律令考二題」『律令制の研究』所収、慶応通信、1981年、初発表1975年、梅田康夫「律令制下における『訴訟』手続の変遷」『法学』40巻3号、1976年）、そのほうが中世の二つの沙汰の由来が分かりやすいだろう。日本公式令62受事条の「其判召者、限三日。若不至判待。待後廿日不至、主典検発、量事判決」と、被告の召喚を決定（判召）してから出頭を待つ期限、更には判決猶予の期限（判待）を定め、なお出頭しない場合には欠席裁判に及ぶという一連の規定が、今のところ唐令では復原されないという事態（唐より後の制度においてどうなっているかは未調査であるが）は、唐の裁判が職権審理主義（糾問主義）一系統に貫かれているのに対して（奥村郁三「断獄律・依告状鞠獄の条について——律令の糾問主義と弾劾主義——」『法学雑誌』11巻2号、1964年）、日本の律令裁判がやや糾弾主義（弾劾主義）に傾いていることを示しているようにも窺え、これが後の中世日本の当事者主義に展開していく可能性を想定できるのではあるまいか。となると財物の訴訟において、官司の主導性は唐より日本が弱い、つまり官司の状況把握能力が低いということにもなり、ここに、一旦権利を付与された際の証書や当知行であることを示す証拠文書を保持し続ける必要性があったとも考えられるのである。かつて佐藤進氏は「中世の訴訟法に見られる当事者主義にやがて結晶するような、私権自衛的な証拠法の形成、その一環としての証文保管化」を、様式上の宛所と実際の受給者の乖離が11世紀に現れ、やがて一般化することの原因に挙げた（「中世史料論」『日本中世史料論集』所収、岩波書店、1990年、初発表1976年）。しかし、日本律令国家の職権主義の脆弱さゆえに、当事者が下達文書を根拠として宛所にその履行を迫り続ける必要を強調した吉川聡氏の見解（「律令制下の文書主義」『日本史研究』510号、2005年、26-8頁）を参照すれば、日本律令制の訴訟制度自体に文書保管の必要性を見出そうとする考え方も、また成り立つ可能性があるように思う。

最後に朝鮮半島の場合について、簡単に触れておく。伝存古文書は、意図的に残されたものとしては両班の家文書が古い。ただし、これらの最も古いもので14世紀前後以降のものであり、高麗のものは極めて少なく、李朝に入りやや増加して、16世紀末以降爆発的に増加する。内容は辞令・分財記および経営関係・家訓等に重点が置かれ、意外に政府からの所領等の権利授与証書は少ない。権利授与証書としてはむしろ辞令が中心になるように見える（田川孝三「朝鮮の古文書——官文書を主として——」『書の日本史』第9巻、平凡社、1976年）。なお、李樹健編『慶北地方古文書集成』（嶺南大学校出版部、1981年）によれば、15世紀以降の分財記（家産分割文書）が残されているということで、今後の調査によっては、伝存状況についての新知見が得られるかも知れない（宮嶋博史『両班』中公新書、1995年）。

おわりに

以上に紹介したように、古い時代の文書を大量に残しているという点で、日本の状況は東アジア三国の中ではかなり特殊なように見えるが、一方で目を西欧に転じるならば、12世紀末までの段階でカタロニアでは10,000通、現在のフランスの枠内では1121年以前のオリジナルだけで5,000通、チューリンゲンでは中世全体にわたって40,000通以上が伝存しているといい（ブノワ＝ミシェル・トック「10～13世紀の西欧における私文書」岡崎敦編『西欧中世比較史料論研究 平成17年度研究成果年次報告書』所収、2006年）、その伝存の主体として教会が大きな役割を果たしている点、中国や朝鮮とは異なり、日本にかなり状況が似ていると言えよう。何故そうなったのかということは、単純に西欧と日本では比較的「平和」だったからという理由では片づけられないだろうし、もちろん「想ふに支那は元来革命の国にして、屢々朝を易へたり……翻って我が国を觀るに、上に万世一系の皇室を戴き、金匱無欠の国体を維持して今日に及べり」（黒板勝美前掲論文4～5頁）で済ますわけにはいかず、本稿で述べたことをもとにすれば、むしろ黒板氏のこの推論は、逆転させなければならないのかも知れないのである。残した

主体にそれぞれ特徴が出てくる点に注目したら、どのような社会像が描けるであろうか。今後の研究の深化が待たれる。

（『九州大学21世紀COEプログラム「東アジアと日本：交流と変容」統括ワークショップ報告書』2007年2月より転載）

「文書伝来」問題とはなにか
—個別報告と総合討論—

岡崎 敦

シンポジウムの諸論点を、比較史の視座から提示した坂上報告に続いて、高麗時代の朝鮮半島、明清期の中国、中世の西欧をそれぞれ対象とする三つの報告がおこなわれた。その後、日本近世史の観点からコメントが提示され、総合討論へと移った。後者においては、問題提起と個別報告において念頭に置かれたいくつかの論点を整理、確認しながら、問題を共有し、今後の課題を浮彫りにすることが狙われた。以下、まず三つの個別報告の内容を紹介し、その後、総合討論において議論された諸論点をあらためてまとめた。

「高麗時代文書史料の伝存状況とその特徴」と題する森平報告は、史料伝来および研究状況の双方において、きわめて乏しい領域を対象とするものであり、いわば日本史のネガとも形容可能である。ここでの課題は、高麗時代の文書史料の伝存状況を総合的に整理すること、および高麗時代における文書の作成・利用・保存の慣行が伝存に与えた影響を評価することである。具体的には、狭義の文書のほか籍帳類を含めたアーカイブズ資料を対象とし、さらに原本のほか各種の写し・録文も含めて検討する。まず第一に文書の伝存状況については、総数で100件を大きく下回る分量しかなく、原本はわずか18点で、ほとんど官文書である。戸口関係、あるいは官人の人事文書が比較的多いが、これらの多くが族譜に収録されている。こうした族譜は、朝鮮時代の門中によって作成された。時代としては13・14世紀のものがほとんどである。寺院関係文書も一定の比重を占めるが、特定の寺院に残存に限られる傾向がある。

文書の作成・使用・保存をめぐるのは、議論はやや微妙なニュアンスを帯びる。まずはじめに、中国唐宋の制を参酌した政治体制であるからには、膨大な文書が生み出された「はず」であるにもかかわらず、後代の文書伝存量との間には、「必然的な亡失」や「自然な風化」というだけでは済ませないほどの落差があることが指摘される。はじめに戦乱による亡失の情報を整理したのち、文書の保存に関する資料情報が逐一検討された。官文書の保存についての言及が一定程度確認されるのに対して、文書全般にわたってその保存にあまり意をもちない様子もかいまみられる。さらに、朝鮮初期の官衙においては、文書現物主義がとられず、蓄積された文書は定期的に取り捨選択されて謄録化されていた。

文書の使用および作成については、高麗後期において官文書の発行の乱れ等がみられるほか、朝鮮時代には大きな位置を占める分財記は、高麗時代には、特別な事情がない限り作成されなかったのではないかとも思える。後者の問題に関連しては親族関係の変化が注目される。高麗時代には、双系的構造のもと、男女均分相続が支配的で、財産の分散化が想定されるのに対して、朝鮮後期になると特定の父系血縁内に利益が集約・固定化されるようになった。かかる親族関係の在り方が、高麗時代では特定家門における権利文書の集約・固定の促進に否定的な要因としてはたらく反面、朝鮮後期の門中形成にともなって僅かな家蔵文書が「再発見」され、族譜に移録される状況を生んだ可能性がある。結論として、高麗時代の朝鮮半島は、相対的にモノとしての文書による参照・証明を要しない、あるいは欲しない社会とも考えられる。

中島報告は、「明清中国の文書管理 —徽州文書を中心として—」と題され、同じく網羅的な関係情報の収集整理の上に、中国における文書の保存のあり方が本格的に問われた。まず中国における出土文字資料と伝存文書が、網羅的に拾い上げられた。非常に多数の官および私文書が、出土資料として伝来しているにもかかわらず、12世紀以前の伝存文書は皆無に等しい。中国における原文書史料は、13世紀ごろを転換期として、出土史料から伝存史料へと移行するが、明清以前については、政府関係、民間契約文書の双方において、膨大な数量が存在したはずにも関わらず、ごく少数しか伝来していない。これ

に対して、圧倒的なまでの存在を誇るのが徽州文書である。徽州文書の総数は35～40万件とも推定されており、その多くは土地売買文書である。

以上の所見を念頭に、特に明清期を中心に、中国における文書保存の問題が体系的に論じられた。まず第一に、中国では、文書の内容を歴史書や編纂物に要約して、原文書は処分する慣行が見られたとしばしば論じられる。この原因としては、官僚機構が生み出し続ける膨大な文書を、物理的に保存することが不可能であることが指摘される。また、民国初年には、清朝時代の文書が、場合によっては官吏の手によって売却・廃棄されていたといい、おそらく官文書の大半は「なし崩し的に消失」したと思われる。

民間文書については、中国には、日本や西欧に存在するような、独自の文書を集積する中間権力（村落、都市、領主、社団）が不在であったことが挙げられる。自律的な共同団体が存在しなかった中国では、専制国家が公共的機能の中心であり続けたのであり、個別文書の価値が限定的であったとすら説かれている。それなら、徽州文書の伝存はどのように説明されるのであろうか。一般に、土地などの資産に対する権利を保証する根拠となるのは、官に保管された台帳と民間に残された契約文書であるが、南宋のころから、官の土地台帳は十分にあってならず、契約文書を重視すべきであるとされてきた。明初には、全国的に土地基本台帳（魚鱗冊）と、各戸の資産台帳（賦役黄冊）が作成され、官が各戸の所有資産とその移動を把握しうるシステムが構築されたが、しだいにこのシステムも十分に実態を反映しなくなり、清代にいたると、土地所有権はもっぱら契約文書を根拠とするようになる。

最後に、文書の保存・官吏と「家」問題がある。江戸時代の日本では、単独相続によって継承されるイエが、代々家業と家産を伝えてゆくという形態がしだいに一般化するが、中国における家（チア）の継承では、すべての男子が家産を均分するのが原則であり、そのことが文書管理にも反映している。家産均分の際には、資産保有の根拠となる文書も分配されたが、一通の文書に記された土地を均分するときの処置は問題であった。また、家を分けたあとも、各家が共同で資産の管理経営をつづけ、収益を持ち分（股分）におうじて分配するという「共業分股」という形態や、一族が資産を共有し、収益も一族全体で使用する「族産」などの資産保有形態もあり、このような場合も、文書の保存・管理方法を議定する必要があった。総じて、中国における家と家産は、日本よりもはるかに流動性が高く、所有の根拠となる文書もまた、日本のイエと比較して伝来しにくい。このような状況のなか、徽州においては、宋代以降、有力宗族が各地に散開して地域開発を推進し、各村落で土地や資源を掌握することとなった。清末・民国に至るまで、有力宗族集団がおおむね安定的に継続し、同族共有資産（族産）が発達した結果、家や宗族の文書が多量に伝来したものと思われる。

岡崎報告は、東アジアの諸地域の現象を比較するための座標軸を提供することを念頭に置いて、「西欧中世における実務と記憶と記録」について概観し、諸論点をまとめたものである。ヨーロッパが文字文明を継承したのは、相当程度のリテラシー能力が一般にも普及していたことが想定されるローマ世界からであった。そこでは、土地台帳や諸権利の登記簿が当局に存在する一方、私人間の契約においても、個人の印章が効力を保証する1人称の文書が作成されていた。このようなローマ体制の崩壊にともなって、文書伝来数は激減するが、これ以降の時期は、文書の権利証書化現象が著しく、管理系資料はきわめて断片的にしか伝来しない。リテラシー能力自体聖職者に限定されていたとも思われる。一時的に強力な軍事力を背景として「教会国家」を形成したカロリング国家体制の崩壊ののちは、社会が封建化し、文書作成も「在地化」する。形式はさまざまなこれらの文書は、権利譲渡の受益者であった修道院を初めとする教会が作成し、管理した結果として現在まで伝来している。この際、これらの教会機関は、コピーの集成冊子を大量に作成したことが重要で、実は、今日伝来する文書史料のきわめて多くの部分は、この伝来形式によっている。これらのコピーが、文書生成のあり方をどの程度、どのようなかたちで反映しているのかについて、最近の研究はむしろ「記憶の操作」としての性格を強調する傾向にある。

これに対して、おおよそ12世紀半ば以降、文書の伝来数は爆発的に増加し、これは、間違いなく文書作成数の増加を反映するものとみなされる。文書発給主体が多様化したこともあるが、王や教皇などの高度な権威が発給した文書の控えをとり始めたり、私的法行為の体系的管理者である公証人が南の地方に姿を現したことが重要である。第三者の法行為を、当局が責任をもって管理する体制は、北の地方でも、教会、国家、さらには都市において見られる。最後に、教会を初めとして、体系的な文書管理の努力が始まり、これは単なる現用文書の利用をこえて、ある種の情報処理の域に達しさえした。

文書管理の問題を考える場合、権利証書と行政管理資料とを区別することが、議論を整理しやすい。ある権利を証明する場合、封建期においては、権利証書を当事者が働かせることが前提であるが、12/13世紀以後には、第三者による保証が現われるのである。ここで問題となるのは、文書の価値はなにが支えているのかという問題であろう。奇妙なことに、管理していたはずの文書が、裁判で利用されなかった場合も確認されている。他方、会計簿や議事録をはじめとする純粋な行政内部資料についても、同時期以降、莫大な量が伝来している。その効力が時間的にも空間的にも狭い範囲に限定される資料が、なぜこれほど多く伝来しているのか、説明は単純ではない。

最後に、伝来に関する諸条件について、いくつか論点を整理した。第一に、伝来主体の問題である。西欧において、教会がある時期まで事実上唯一の文書管理主体であったのは、なにより、法人組織として原理的には消滅せず、また教会財産の不可譲性の原則から、一旦教会の所有下に入った諸権利はそこから離れないとされていたからであった。逆に、俗人領主家系は、しばしば直系は断絶し、イエの財産・諸権利は分割されて、文書もそれらに付属して移動していった。西欧の俗人領主のイエは、文書を大量の塊として、半永久的に所持し続けるような強固な組織体ではないのである。第二に、伝来の目的と機能について、文書に記載される情報は、しばしば単なる実務情報以上のものとして利用されることがありえる。この点、中世の教会は、例外的に独自の記憶装置であったことを想起せねばならない。ここでは、ミサや毎年の記念祷において、過去の記憶が日々呼び起こされ、また歴史や系譜が文字テキストとして作成されていたが、この際、文書資料の情報がしばしば活用された。

渡辺コメントに続いて、総合討論の場が設定されたが、ここでは、主催者が整理した諸論点をあらためてまとめることにしたい。

まず第一に、坂上報告が提起した問題群、すなわち、同時代における文書の価値の問題がある。いわば、文書の存在の意味自体が問われているのであり、文書の本質ともいえる法的価値の性格と由来が、文書作成や裁判等との関係で議論された。この際、日本と朝鮮半島、西欧、そしてとりわけ中国との比較が、参照軸として大きな意味を持っている。この問題群については、以下の三つの論点に整理した。第一には、伝来の存在のあり方の区別で、大きく、「当局」による情報の管理と、当事者による個別権利の管理が対立するだろう。文書情報の価値がなにによって支えられるかという問題は、いわゆる「公権力」のあり方や、「当事者主義」の議論を密接不可分の関係にあるが、西欧においては、さらに公証人制度の展開が目を引く。当局から認可を受けた民間業者が、第三者の法行為を体系的に管理し、私的なメモが「原簿」の役割を事実上果たすという制度は、少なくとも東アジア世界では想定不可能であるらしい。第二は、文書伝来の具体的形式である。ここでもまた、文書情報は、当局の「統治」のための帳簿に記載されて伝来するのか、それとも当事者が管理する権利証書のかたちをとるのか、という対比が可能である。ここでの問題は、文書のより具体的な通用力とその根拠となる諸要素が議論となりうる。とりわけ、日本と西欧には存在し、中国と朝鮮半島では希薄らしい「かけがえのないオリジナル」という概念が、議論の俎上に上るだろう。最後に、行政内部資料の問題がある。いわゆる文書行政の展開は膨大な内部資料を組織の内部に生み出すが、それらは、場合によっては、相当量が時代を超えて伝来している。これらの諸問題は、社会秩序と根拠のあり方を直接反映するように思われるが、文書の伝来の

あり方を考えることは、これらの研究に対して貴重な視座を提供しうるのである。

第二には、伝来の諸条件の問題がある。文書が生成した時期に保管が確保されていたとしても、それが現在に至るまで伝存するためには、長期にわたる管理が不可欠であり、ここには、伝来過程固有の諸問題が当然想定できるのである。ここでの問題は、端的に言えば、文書を残すことが出来る主体とはどのような条件のもとで存在するか、というかたちで表現される。まず第一に、日本史においては、しばしば組織と「職=イエ」というかたちで定式化される諸問題がある。前近代の行政においては、特定のイエが特定の職を担い、結果として特定の文書群が、行政「機関」ではなく、個々のイエに伝来する現象が見られる。他方で、イエは権益主体としても重要である。継続する権益主体自体が生成し、持続することこそ、文書伝来を可能とする最大の歴史的要件とすら認識されているように思われる。朝鮮期における門中の形成や、日本近世の商家等は、この点がきわめて明瞭に現われる例であろう。逆に言えば、上述の意味での強固な伝来主体の形成の有無、あり方それ自体という問題系が、文書伝来のそれとは不可分に関係していると考えられる。この点、中島報告で強調される「中間団体」という把握は一つの説明の論理として有効であろう。しかしながら、たとえば西欧の教会が莫大な文書資料を伝来させているのは、それが「中間団体」であったという理由だけからは説明不可能である。そもそも「中間団体」とは、前近代君主国家において、一定領域内における人民掌握が貫徹せず、「中間」に位置する諸組織を特権団体として掌握することにより、一つの国家秩序を確保する「国家」論という文脈で提起されたものであり、これ自体は、普遍的に存在しうるものであろう。問題は、さまざまな人間関係の束がどのような組織体を重層的・複合的に生み出し、それぞれが互いどのような関係にあるかという点にあり、この意味では、どのような「中間団体」が、どのような状況のもと、文書を管理・伝来させるのかという具体論を論じねばならない。

最後に、文書伝来の目的とも言える「機能」のレベルに関する諸問題が提起されうる。ここでは、まず第一に、文書資料の本来の目的である実務と、歴史編纂に代表される「記憶の操作」が対置されるだろう。後者には、族譜の作成などのテキスト問題だけでなく、儀礼などの諸問題が加わる。総じて、残すべき過去とは何かという点が問題となるが、この点は、「残そうとする」時代はいつかという論点も同時に提起する。事実、「過去の記憶管理」は特定の諸条件、状況のもとで活発化するものであり、それは、しばしば秩序や歴史意識の変容期と合致するであろう。最後に、どのようなかたちで残すのかという課題も射程が大きい。物理的に、特定の文書はどこに、他のどのようなものとともに、どのような関係のもとに管理されるのか等についての問題系の重要性は、アーカイヴズ史には常識だが、歴史学においても深められるに値するであろう。さらに、すでに述べたが、中国と朝鮮半島においては、文書情報は、一定時期を経ると、編産物として加工され、オリジナルは廃棄されるというが、これは、日本史や西洋史研究者にとっては驚きであろう。ここでは、正史を代表とする歴史編纂と、アーカイヴズ資料との性格の対比を史料批判の大前提に置いてきた、近代的史料学のあり方すら問われかねないのである。

今回のシンポジウムは、諸時代、諸地域の研究史を鑑みても、必ずしも自明とはいえないテーマに関して、あえて比較史の視座から取り組むという野心的な試みであった。個別研究の圧倒的不足という状況にもかかわらず、冒険的な比較史の試みのゆえに、かえって明確化された論点も多いように思われた。シンポジウムの企画者の一人として、今回の機会が、諸論点の共有と研究の深まりへのささやかな貢献ともなれば、その目標はひとまずかなえられたことになるだろう。

コメント ー日本近世史・アーカイブズ学の立場から

渡辺 浩一

シンポジウム当日は報告ごとにコメントする時間がなかったことと、報告を聞いた直後で考えがまとまらなかったこともあり、この紙面では報告ごとにコメントする形をとりたい。当日の発言と重複したり齟齬したりする部分も含まれることをお許しいただきたい。なお、四つの優れた報告にコメントする能力は私にはあるとは思えないが、門外漢の放言が許される場を与えられたと勝手に解釈するほかなく、その点については各報告者のご寛恕をお願い申し上げたい。このような比較という場にはドン・キホーテのような役割も必要であろうと勇気を奮い起こすことにする。感想の立ち位置は日本近世の特に都市史およびアーカイブズ学である。

1、坂上報告について

坂上報告は、古文書学の立場から見た、日本古代中世の文書管理・伝来論の概括であった。ただ、アーカイブズ学の視点からは、報告では「偶然残った」としてあまり言及されなかった正倉院文書が、むしろ注目される。正倉院文書の中核部分が律令国家の一部局である写経所という「出所」（文書を授受作成管理する組織体）の文書群であることは、報告ではほとんど注目されることがなかった。確かに、廃棄された文書の紙背が写経に用いられたために「偶然残った」のではあるが、本来文書というものは組織体の活動に伴って生成されるものであるから、写経所文書群のようなあり方がむしろ同一出所文書群の一般的なあり方なのではないだろうか。日本近世における日常的な領収書の束を日々整理している私から見れば、正倉院文書のあり方やその研究方法にはむしろ非常に親近感を覚えるのである。この点に関しては、かつて拙稿「アーカイブズと歴史学」（史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003年）において杉本一樹氏を初めとする正倉院文書研究方法が、日本におけるアーカイブズ学の紹介とは別の道筋から、アーカイブズ学の方法とほとんど同じものに到達したことを指摘したことがある。さらに、東寺文書・東大寺文書の研究において、歴史研究者がアーカイブズ学の方法を導入しながら優れた成果を挙げていることも併せて指摘しておいた。

文書群がもともと持っていた秩序を知手がかりを多く含むという意味で、古代の正倉院文書や、中世の東寺文書・東大寺文書は非常に貴重なのである。歴史研究者が日常的に検討している文書は、古い時代になればなるほど、同一出所文書群としての他文書との関係情報を欠いているか、編纂物のような二次的三次的派生物となる傾向があるので、その背後にある文書がもともと持っていた秩序や物理的配列への想像力を働かせて初めて文書を読むことが可能となるのである。このような点は元来歴史学における史料批判の方法に含まれているのであるが、言語論的展開論以後の歴史学批判を経た現在では、歴史学の存続をより確かなものとするために、改めて強調されなければならない点と思われる。

なお、正倉院文書について付け加えるに、岡崎報告の最後に言及されていた「伝来の目的や機能」という研究テーマには正倉院文書は日本史のなかでは最も好適な素材と思われる。律令国家の衰退以後現在に至るまで、歴代の中央政権は何らかの働きかけを正倉院（文書）に対して行ってきた。朝廷と武家（幕府）と東大寺の相互関係もそれぞれの時代で異なるであろう。近代国民国家にとっての正倉院文書の意味も考察の対象となり得る。正倉院文書整理史の研究も近年まとめられた（西洋子『正倉院文書整理過程の研究』吉川弘文館、2002年）が、このような広い背景との関連での追求はこれからの課題であるようだ。あるいは既に成果が出ているのかもしれない。

2、森平報告について

韓国における史料学研究の現状紹介のところでは、古文書学・史料学的研究は開始されたばかりという把握のなかで、韓国の『古文書研究』28号（2006年2月）の特集が画期的であるとの指摘があった。この特集は、私たちが進めている「歴史的アーカイブズの多国間比較研究」プロジェクトの最初の国際研究会の成果であり、外部からこのような高い評価を頂いたことに深く感謝している。

ところで、高麗時代の文書史料について、非常に少ない、正史の『高麗史』ですら一部しか現存していない、という話は聞いたことがあった。その意味では半ば予想していたとはいえ、わずか100点ほどしか現存しない、ということは驚愕すべき事実である。

これは、災害や戦争といった物理的滅失の原因列挙では説明不可能な現象であろう。報告ではこの要因を、①相対的にモノとしての文書による参照・証明を要しない/欲しない社会。②権利証明文書が狭い血縁範囲に集約・固定化・恒久保存されにくい親族関係。の二点に求めている。専門家の見解として素直に理解できる指摘であろう。

ただ、ここまで文字史料が少ないとなると、文字文化、あるいは文字に対する意識といった、より広い背景も考えてみる必要があるのかもしれない。

というのも、報告や質疑応答のなかでは、朝鮮時代、特にその後期には文書史料が沢山あるという前提で語られていることが多かったことがやや気になったからである。2004年に国史編纂委員会で開催した研究会での、韓国側の四つの報告を聞いた印象からは、日本近世から見れば、朝鮮後期も文書史料が非常に少ないという印象を受けた。文書史料が非常に少ないという印象に対して、書籍に関しては質的に日本よりは豊富である印象を私は持っている。2004年11月に韓国国史編纂委員会で開催された国際研究会の際、整理中の両班文書を見学させていただいたが、文書よりも書籍の方が量的にも質的にも優越している印象を受けた。その翌日その文書群が最近まで保管されていた両班の旧宅を見学したが、その際にも「蔵板閣」という版木専用の保管庫に文書群が保管されていた時期もあるということであった。これに関して『「歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究」年次報告書 平成14年度』（2005年3月）では以下のように記述した。

現存する版木は千枚ほどである。なお版木による刷り数は多くなく、一族に配る程度という。あるいは求められて印刷し無償で供与されるものであったらしい。この点、商業木版印刷が隆盛する日本近世とは事情が異なるようである。両班が所蔵する版木の本の内容は、漢籍その他の学問に関わるものようであり、つまり、蔵板閣はいわば知的情報のデータ・バンクであって、必要に応じて印刷することによりデータを出力していた、と捉えることができるのではないだろうか。地域社会での知識人としての側面をよく現す建物といえるだろう。

ともあれ、ここで問題なのは、文書よりも版木が未来へ継承するものとして、より重視されているということである。私の朝鮮に関する唯一の知識が一般的であるかどうかは不明であるが、高麗・朝鮮の文書史料の少なさを考える場合には、書籍も含めた情報の蓄積と時間的伝達の問題を窓口として、より広くは文字文化の特質の問題を考えて行く必要があるように思われた。これは、日本がなぜ文書史料が異常なまでに豊富なのか、という課題と密接に関連しそうである。

3、中島報告について

今回の報告のなかで、唯一筆者の専門と同時代の報告である。明・清代史料の概括的な説明を初めて聞いたので学ぶところが多かった。

まず、清朝の史料が約一千万件という数字は、官僚制および文書主義の究極の世界を表している数字と解釈できるだろう。あるいは世界帝国という支配領域の広さによるものでもあろうか。貧しい知識の範囲では、これに匹敵する文書群は、トルコ共和国総理府オスマン文書館およびトプカプ宮殿博物館文

書館が所蔵するオスマン王朝文書ぐらいであろう。日本は、世界帝国であるオスマン朝や清朝に比べると東アジアの辺境の小国に過ぎないが、徳川幕府の文書も明治維新の時点ではこれらに匹敵する分量が存在していた可能性がある。しかし、明治政府への引継の不十分さと、関東大震災による幕府勘定所文書の焼失（東京帝国大学図書館の焼失）などがあり、旧王朝文書の主要部分は現在に伝わっていない。

清代の地方政府文書があまり現存していないことに対比して、日本近世の藩政文書・大名家文書は豊富に現存している。長州藩・岡山藩・熊本藩・彦根藩・松代藩・弘前藩など、系統的に史料が伝存し公開されている。これらはいずれも万単位の分量である。このような藩政文書が現存している理由の一つとして、大名家が近代において華族として存立が保証され、そのために家史編纂事業が可能であったことが考えられる。ここでもシンポジウムのなかで議論となった家の問題が登場する。

江戸幕府直轄領の支配を担当した各地の代官文書はあまり伝存されず、飛騨郡代文書・伊豆韮山江川家文書が数千点規模で現存している程度である。

支配される側の文書は、中国よりも日本の方が豊富であるようだ。この点は、中島報告のなかで、その理由を日本との対比において適切に考察されていたので、ここで付け加えることは特にない。日本のイエと中国のチアの原理の違い、また徽州だけに民間文書が豊富な理由は説得的であった。

確かに、日本の民間社会における史料の豊富さの理由の一つとして、イエの問題があることは間違いない。ただ、それは史料を伝存させる主体が存在することを説明しているだけ、つまり史料伝存の前提条件を説明しているだけなのではないか。

日本の近世・近代の文書によくあるのだが、「反古」と記された紙袋に領収書をはじめとする雑多な一枚ものの文書が詰め込まれていることがある。これは捨てようと思ってまとめたものが偶然残ったのか、それとも不要という程度の意味で必要な文書と区別してまとめて保存しているのか、よくわからないところがある。文書を整理しているとたびたびこのようなケースに出合うので、偶然残ったと解釈するには類例が多すぎるようにも思う。もし、そうであるとすれば、文書を簡単に捨ててはいけない、という観念が存在したのではないか。書かれた文字は単なる情報伝達の記号であるだけでなく、もっと心性のレベルでの何か特別な意味を持っているのではないかと思われる。これは至極当然のことであるが、「特別な意味」の内容が同じ東アジアの中でも異なるのではないか、という課題を建てて見る必要がありはしないだろうか。

なお、中島報告から離れて中国に関して思うことがある。私は昨年徽州に行って、徽州にこれだけ文書があるのなら他の地域にも存在してよいのではないかとも思ったが、今回の中島報告からするとそのようなことはないようである。

ただ、気になるのは、中国における明清社会の研究を、在地の原文書を主たる材料として行う研究手法が採られるようになってから、まだあまり時間が経っていないのではないかと、という疑念から、まだ史料がこれから沢山出てくるのではないかと、とも思われるのである。昨年上海でいくつか報告を聞いた限りでは、編纂物（書籍）を主たる史料としており、研究手法が日本の近世村落史研究とは明らかに異なるように思われた。逆に、日本近世史研究の手法が一次史料を重視しすぎ、書籍を無視してきたところがあるのではないかと反省させられたぐらいである。

研究に必要ななければ史料は存在していても、その存在は歴史研究や史料保存機関の世界では意識されない、つまり「ない」ことになってしまうという経験は、日本でも過去にいくつかあった。例えば書籍がほんの十年ほど前までは古文書整理の対象外とされてきたことを挙げるができる。

さらに気になるのは、どのようなものを史料として認識するのか、という問題がある。日本では断簡でも貴重な史料であるという意識が現在では一般化している。しかし、一昨年夏の徽州ではそうではなかった。ある博物館では、土地台帳や戸籍など主要な類型の史料は博物館の所蔵史料とされているようであったが、それ以外の比較的時代の新しい一枚ものの雑多なかたまりはミュージアム・ショップで販

売されていたのである。このような史料は果たして40万件といわれる徽州文書の件数にカウントされるのであろうか。

日本でも古書店が古文書を売買しているので、実態としてそれほど差はないのかもしれない。しかし、日本の建前は、古文書は国民（人類）共有の貴重な文化財の一つであり、売買の対象となって私物化されるべきものではないというものである。中国ではそのような感覚が希薄であるか、あるいはそうではなく「古文書」の対象が限定されているというべきか、とにかく日本とは違うのである。もっとも日本でも、ペン書きであつたり印刷物であつたりするだけで、「貴重」と認識されず、きちんと保存されないケースは多いので、違いを強調しすぎているのかもしれない。

4、岡崎報告について

西欧中世史研究のなかで語られている再前線について、高度な体系性ともって論点整理を行ったものと受け止められた。そのなかでも、特に教会における文書管理が西欧中世の文書管理を考える際のポイントとなることが理解できた。これを地球各地において考えてみようとする、いろいろなことに気づかされる。教会を宗教組織と一般的な言い方に換えてみると、日本には寺院がある。日本の寺院、特に中世のそれは、寺院が荘園・領地という独自の支配領域を持ち、また上位の寺院にあつては独自の裁判権を持つ。これは西欧の教会と対比しやすい存在である。ただ、文書の作成と管理という点について、寺院が世俗組織に大して圧倒的に優越したり先行的な実践を行うということではない、という点が著しく異なるのであろうか。

今回のシンポジウムで、私として初めて確認できたことは、中国・朝鮮における寺院が、日本の寺院や西欧の教会とはおおよそ異なった組織であるらしいということである。独自の支配領域や裁判権を持つような、つまり世俗権力と並立するような権力として、中国や朝鮮では宗教組織は存在していないようなのである。したがって、西欧の教会や日本の寺院のように、中世以来現在に至るまで数万点におよぶ文書群を形成することはないようなのである。こうした宗教組織の社会の中でのあり方、および文書の残り方についても、地球各地の事例を対比させていくことは研究課題として成立するのではないだろうか。

このあとは岡崎報告の最後に述べられた比較のための二つの論点に即してコメントする。

①「伝来主体の問題」

上述の宗教組織もそうであるが、伝来主体を地球各地で対比していく作業は、基礎的な作業としてまず必要である。

まず、どこにでも存在するのが政治権力とそれが生み出す膨大な文書群である。近代直前の王朝文書はどこにでも存在する。支配組織文書の日本近世でのありようは前述の通りである。

次に、宗教組織についても既に述べたので再論しない。

第三に、村落に関しては中国の生員や朝鮮の両班のように在地に知識人でもある支配身分の者が存在することが、文書の作成と管理に大きな影響を及ぼす。日本近世は村請制であるから各村の村役人に膨大な文書群が蓄積される。日本近世のあり方のみが、おそらく世界から孤立している。この事情は都市においても同じで、日本近世都市の地縁団体である町（ちょう）が行政を請け負ってのもいるので、そこに文書群が生成する。このようなあり方は、近世イングランドにおける国教会組織の末端である教区（パリッシュ）＝近隣共同体が、救貧法の施行団体に指定されたため行政的な文書も少しは蓄積されるようになる、という類例がわずかに存在するのみであらうか。ヨーロッパ大陸における教区は範疇がイングランドよりも広いよう著しく異なるらしい。イスラーム都市の街区（ハーラ）も行政的な色彩は薄いようである（三浦徹『イスラームの都市世界』山川出版社、1997年）。中国の都市においても、北京の胡堂（フートン）や一般的には巷といった地縁単位があるようだが、私がたまたま読んだフートンに関

する論文では、特定の土地区画の所属が隣接するフートンの間で行き来するようで、日本の町のような確固たる団体として存在していたかどうか首をひねってしまう。朝鮮の洞（ドン）も地縁共同体としての性格は存在しないようで（吉田光男「ソウルの近世的地域空間『洞』と住民」伊藤毅ほか編『シリーズ都市・建築・歴史5 近世都市の成立』東京大学出版会、2005年）、したがって行政組織にもなりえないようである。

第四に、商人文書についても日本のあり方が孤立しているように思われる。日本の商家文書は、三井文庫の所蔵史料に代表されるように、17世紀後半の創業期から最大規模で10万点におよぶ文書を蓄積する。朝鮮にこのような文書が存在しないこととその理由は前掲科研年次報告書の通りなのである。中国は、まだよくわからないが、徽州文書が出所を単位に把握されていないために商家文書の存在は浮かび上がって来ない。オスマン社会にはそもそも18世紀以前の私文書が存在しない。ヨーロッパにおいても、イタリアにわずかに見られるだけで、それもたまたま教会に特定商人の文書が蓄積されたために現存したという、西欧史では有名な例があるだけである。つまり、日本の多くの例に見られるように、経営組織が脈々と文書を受け継いできたわけではない。フランスには存在しないと断言されている。イングランドについてそのような質問を専門家にしたことはないが、例えばロンドン史の史料所在情報のガイドブックには商家文書のようなものは見当たらない。わずかに、近現代の企業史料（ビジネス・アーカイブズ）のなかには18世紀に遡る会社の史料が稀に見出される程度である。ちなみに、ロンドン史研究では、リバリー・カンパニーと呼ばれる百余りのギルドが有名だが、その組織が蓄積し現在まで伝えてきた史料は豊富でよく利用されている。リバリー・カンパニー自身が現在でも活動を継続しており、日本の株仲間とその史料のありかたとは逆の関係にある。日本の株仲間の文書は、株仲間が近現代に継続しないことが多かったために、そのメンバーであった商家の文書の一部として伝存することが多いからである。

ここまで書き連ねてきて思うことは、やはり日本の豊富な文書伝存は、家が担ってきたのだ、ということである。商家の例がわかりやすいが、日本の家は家職といてその家が持つ固有の職業があり、それを維持・拡大し次の世代に継承することを非常に重視する。そのためには、たとえ実子がいたとしても、次の当主として相応しくなければ、親戚筋の家などから能力のある者を養子に迎え家を継がせる。朝鮮では、商業が他人に誇るべき職業としては認識されておらず、科挙に合格して国家官僚になることに最大の価値を見出しているのだから、商業経営文書を次の世代に継承しようとしなかったのではないかと説明がなされる。同様の説明をフランス史研究者から聞かされたときには驚嘆してしまった。フランス近世では貴族身分を獲得することに最大の価値を見出していたから、商業経営文書などその人にとっては過去の恥ずべき行為の痕跡にしかすぎないことなる、というのである。日本では、古文書の継承は家財とともに家継承の表象の一つでもある。

このような、朝鮮の家門とも中国のチアとも西欧のファミリーとも異なる日本の家の特質が、文書を伝来させてきた。これが、繰り返しになるが、日本における歴史史料の豊富さの前提条件である。ただ、これで全て説明できたことにならないことは前述の通りである。

②「伝来の目的と機能」—文書管理と記憶

筆者は、小さな町を舞台に、この問題を追及したことがある（『まちの記憶—播州三木町の歴史叙述』清文堂、2004年）。そこでは、近世から近代にかけての、歴史叙述、文書保管、文書保管儀礼の三者の関係について、近世イングランドにおける類似の事例との対比も含めて検討してみた。拙著では省略したが、その町の日常的な行政文書管理との関係についても検討したことがある（「近世都市における宝蔵と文書「管理」」『史料館研究紀要』28、1997年）。このような試みはより大きな組織体、別の地域や時代で行われてみる必要があるだろう。

最近このテーマに関して考えていることは、歴史を叙述したりそれが儀式と連動していたりする局面

とは別に、実践的文書管理そのものが、記憶の実践と読み取れるケースもあるのではないかという点である。

近々刊行される予定の『国文学研究資料館紀要アーカイブズ編』3号には「日本近世都市の個別町における文書保管—京都六角町文書の調査から」という拙文が掲載される。そこでは19世紀初頭の実務的文書管理のなかで、16世紀後半から17世紀初めという遠い過去の古文書を表装したり筆写して自組織の文書に加える、あるいは自組織が保持するそのような当時においても古文書と認識される文書を、実務的文書管理目録に改めて登録する行為についても言及しておいた。このようなことも「記憶」の問題のなかに入るのではないか。「アーカイブズ史」の視点を持つと、細かくはあるが今まで気づかなかつた問題点が次々と浮かび上がってくるのである。

おわりに

優れた報告に触発されて浮かび上がってきた想念を書き連ねてしまったために、記述の重複や錯雑が多く、わかりにくい文章になってしまったこと、また十分に典拠を示していないことを深くお詫び申し上げたい。恐らくここに記したことの多くは私の能力不足から見当はずれである可能性が高い。ただ、誰かが何か言い出さないといつまでたっても始まらないので、誤りについては厳しいご叱正を頂ければ幸いである。

最後に強調しておきたいことは、自らの専門分野では自明のことが、少し外に出てみると少しも自明のことではない、わざわざ説明が求められるということである。

このことは、例えば日本における日本史研究が、どのような種類の素材を、どのように取り扱い、どのように読んできたのか、といったことに思いをいたすこととなる。このようなことは実は地球における各地域の文化的伝統や近代化のあり方の相違もあって、多様な変異があるようなのである。地球における各地域の過去の特定の時代について、文書がある/ない、多い/少ない、ということの説明は、自らの専門的研究を審級にさらす営みにもつながってしまうのである。

国際比較史料論の新たな展開
—シンポジウム「記憶の管理と文書の伝来」の意義—

森本 芳樹

国際比較史料論をテーマとする九州史学会シンポジウムは、日本、朝鮮、中国及び西欧に関する興味深い四つの報告と、重要な問題点についてのコメントと討論によって構成されていたが、ここではこのシンポジウムの現在の歴史学のうちでの位置づけと今後の展望を簡潔に論じてみたい。ことに九州史学会がこのテーマを取り上げた必然性があり、また九州の歴史研究者にはそれをさらに発展させていくことが期待されている点を強調していきたい。西欧中世初期社会経済史という筆者の専門上、どうしても材料がヨーロッパ学界に片寄ってしまうと危惧されるが、それでも日本中世史の研究者との交流に意を用いてくる中で、ヨーロッパ中世史学界で展開してきた史料との新たな取り組み方は、日本中世史でも同じように見られたとの確信を強めてきた。私の知る限りこの点を扱った論文はほとんど見当たらないが、その例外の一つが『九州史学』に掲載されている。それは文献目録の先頭にあるチューリッヒ大学のユーディット・フレーリッヒによる「日欧中世史料論」と題する論文である。フレーリッヒはチューリッヒ大学で中世史料論を巡る研究プロジェクトに参加した経験を生かしつつ日本の荘園制研究に取り組み、その英語による学位論文は間もなくスイスの出版社から刊行されると聞いている。『九州史学』のこの論文は日本語にやや心もとない所はあるが、たいへん興味深いもので、本稿の議論がヨーロッパ学界での動向に限られたものではないことを知るためにも、是非とも参照して頂きたい。

最初に第1点として、このシンポジウムで展開された国際比較史料論が現代歴史学のいわば先端の関心に属していることを強調したい。筆者はこの史料論という用語を伝統的な史料学と区別して、後者の硬直的な制約から離脱するための新しい関心と営為の総体という意味で使いたいと考えている。こうした用語法はわが国学界で意識して共通に行われているわけではなかろうが、それでもある時期から史料との新たな観点からの取り組みを史料論というように呼ぶ習しになっているとの印象が強い。文献目録の2に故石井進による30年前の文章が引用してある。そこでこの用語法の問題が特に取り上げられているわけではないが、これは『岩波講座日本歴史』が歴史学研究法を扱った巻のうちに「史料論」と題するセクションを設けた際に書かれた序論であり、この辺りに史料論という語の淵源があったような気がする。現在であれば、例えば文献目録で次に挙げてある岡崎敦の論文では、明確に伝統的な史料学と新たな史料論とが区別された用語法となっている。

このシンポジウムでは史料伝来が扱われたが、これはこうした意味での史料論のきわめて重要な舞台となったテーマである。というのも、伝統的な中世史研究では、史料研究に関わる学問は日本語では史料学と呼ばれる一つの体系と考えられていたが、これはドイツ学界での *Quellenkunde* に相当する表現であり、このドイツ語が示している百科全書的な体系と照応して、その中核にはドイツでの *Diplomatik* (→文書形式学) に照応する「古文書学」が据えられていた。そこでは一定の書式に従って起草され、発給者の意思を伝達してその遵守や実行を要求するための法的能力を与えられ、裁判で証拠書類として機能しうるとされる書面が文書と呼ばれて、中世史研究で最も典型的で基礎的な史料とされていた。従って決定的に重視されたのは当初発給された原本であり、中世史の実際では伝存の大半を占める写本は原本再現の道具として利用されることが多く、そのための多様な技法が体系的に積み上げられていた。もっとも先に言及した石井の文章には、日本史の研究で史料学が体系的に研究・叙述された度合いはきわめて弱く、むしろそれはかつては「学界における暗い谷間」であったとあるので、こうした特徴づけは筆者が日本学界よりもヨーロッパ学界の事情により大きく依拠していることによって、多少は誇張されているかもしれない。しかし前述のとおり、これは間違いなく日欧学界に共通の事情であったと考える。

ともあれ、伝統的な史料学が文書の理想型を想定した上で、形式と法制度を重んじつつ原本に向けて視野を狭窄させていく、言ってみれば「文書の理想主義」とでも呼ぶべき態度をとっていたのに対して、新しい史料論はそうした体系が押し付ける硬直性を嫌って、文書以外の文字史料にも同等な価値を認めた上で、一つ一つの書面の形式よりはそれが様々な場で果たす機能に注目し、法制度での位置づけよりは社会的内容の理解を好み、原本への固執よりは無限に広がっていく伝来の世界に興味を示してきた。筆者はこれを「史料の現場主義」というように表現したいが、今回のシンポジウムの議論はまさにその実践であった。

ところでこのような史料論が普及してきたには、いくつもの理由があった。何よりも、歴史学を全体的法則の解明を課題とする学問だと考える態度が後退して、個別的史実の具体的再構成という歴史学のもう一つの側面が押し出されてくることによって、過去の間人生活のあらゆる場で実際に書面が演じた役割が事細かに追求されるようになったことが大きい。もちろん木簡であるとか一部の考古史料が代表するような、科学技術の発達によって活用できるようになってきた新たな史料類型の登場も、史料論の展開に大きな役割を果たしたはずである。さらに現在アーカイブズ学と呼ばれている分野の展開に見て取れるように、急増する記録への実務的対処の中から生まれてきた記録資料への新たな関心も考慮せねばなるまい。いずれにせよ史料論とは史料学に代わる体系として提示されてきたのではまったくなく、現代の間人生活から歴史学で生まれてくる個々の具体的な関心の総体であると考えられる。

であるからこそそれは、現在の歴史学の新たな問題関心の正統な一齣となっている。史料論は中世史を主たる場として展開してきたが、そのことが思わせるような浮世離れした思索なのではけっしてなく、言語論的転回のような現代歴史学での根底的な問題提起と奥深い所で通じ合っている。この点は歴史学認識論に関わって筆者の不得手な範囲なので、文献目録の3にある岡崎論文を是非とも参照願いたい。ただ戦後すぐに歴史学入門して、われわれの外部に存在する客観的存在の一般的法則を認識する手段となる史料とは、そうした現実の素朴で忠実な鏡であると信じていた世代に属する者として、史料論は滔々と進行してきた歴史学の主観主義的傾向と通じており、史料の主観的性格を強調することが一つの基礎となっているとだけ言っておこう。このことのうちには、史料をその証言能力に即して適切に用いるよう心がけるというきわめて積極的な意味があると同時に、後述するように、研究者個人の主観に固執しすぎて表現の細部にこだわった果てしない議論に陥っていく危険も孕まれている。

このシンポジウムのテーマのもう一つの柱はもちろん比較史であるが、この分野についても議論はその前線を行くものだったと思う。戦後日本の歴史学は「世界史」を必修としてきた歴史教育が象徴するように、日本の歴史を常に外国の歴史と比較して考えてきた。ただ比較への原動力が戦前・戦中日本への反省の上に立った日本の特殊性への関心であり、ことに日本とヨーロッパとの区別の意識に強く規定された一般的法則性の追求に傾いた比較史であったと考えられる。この点も大きく変わって、比較の対象が文化とか国民とか、概念的に掴まれざるをえない大きな単位であるばかりでなく、個別具体的な史実の水準にまで達するようになり、区別だけでなく類推をも内容とするようになってきている。この辺りの事情については、文献目録の4に筆者自身が一昨年出した書物を挙げてある。そうなると比較が史料そのものにまで及んでくるのは当然で、シンポジウムでは伝来を中心にその存在形態が中心的な話題であったが、さらに細かくなってくれば、個別的史料の比較、さらには史料文言解釈の比較にまで及んでくるはずであろう。こうした道筋を示した点でも、今回のシンポジウムにおける国際比較史料論は現在歴史学の第一線に位置するものであったと考える。

次に取り上げたい第2の点は、国際比較史料論はまさに九州史学会で取り上げられるに相応しいということである。この点は我田引水になることを許して頂きたいが、少なくとも西洋史に関する限り、以上のように性格規定した限りでの史料論の先頭に立ってきたのは九州の学界であった。その出発点となったのは、筆者が長くベルギーで師事していたレーポール・ジェニコの1982年における九州大学滞

在である。筆者のベルギーへの初めての留学は1964年であったが、すでにこの時点でジェニコの周辺ではコンピューターを利用した中世史研究の中心的なプロジェクトとして、1200年までのラテン語史料のデータベース構築が話し合われていた。それと並んで準備に入っていたのが、『西欧中世史料類型』*Typologie des sources du Moyen Age occidental* という企画で、多様な部門で用いられている史料の類型ごとに、史料の存在形態・研究史・活用可能な分野などをまとめた上で、それぞれに妥当する史料批判の基準を明らかにすることを目標としていた。その際注目されたのが取り上げる予定の史料類型の驚くほどの多様性であり、中世史の進歩が従来よりずっと多様な史料の開拓を伴っていることを強く印象付けられたのであった。ジェニコの所属がカトリック系の大学であった関係もあって、教会関係のきわめて豊富で多様な書面のうちから、通例の中世史研究ではあまり用いられてこなかった一連の史料が目についた。例えば説教集などは、その後盛んに社会史研究に使われるようになった史料である。それと並んで新たな科学技術の応用によって使われるようになった物的史料もあり、「花粉堆積分析」*playnologie* とか「炭化穀物分析」*anthracologie* など当時としては目新しい分野も予定されていた。さらにこの企画が伝統的な史料学による分類に対する懐疑に裏打ちされていたことは、文字史料の「一般的諸問題」を扱う分冊のうちに、「史料類型の区別・混交・退化」とか「混成史料」などが含まれている点に見てとれた。

ところでジェニコが史料への対処として出していたもう一つの論点が「史料の生命」*la vie du texte* であり、そこには伝統的な史料学への批判がより明確に表現されていた。これは史料となる一つの書面はそれ自体の生命力をもって生き続け、置かれた場所によって時には大きく異なった機能を果たしながら、しばしば目立った変容を遂げていくという見方であり、その記録が歴史家によって活用されているのであるから、こうした生命力は現在にまで及んできた「生涯」としても捉えうるという主張であった。一つの史料の伝来におけるあらゆる局面を重視し、それぞれの場でその記録が果たした機能を多面的に明らかにして興味ある情報を引き出し、いこうとする態度は、伝統的な中世史学に根強かった原本と形式を極度に重視する態度へのさらに強い批判だったわけである。

ジェニコは九州大学経済史講座に滞在し、文学部西洋史研究室の協力を得つつ、京都、大阪、東京も含めて精力的に講演と演習とをして廻ったが、その柱に「史料類型」と「史料の生命」があり、西洋中世史での史料論事始として広く注目を引いた。これらの講演の翻訳が文献目録5に引用してあるので参照して頂きたいが、この年に筆者はともに学ぼうとするより若い友人たちを糾合して研究会を組織し、これがやがて西欧中世社会経済史料研究会として、史料論に軸足の一つを置いた共同研究を実現していくことになったのであった。

史料の比較史という面でも、九州はやはり出発点となった。それは2000年に熊本大学教育学部でイギリス中世史専攻の鶴島博和と日本中世史専攻の春田直紀とが中心となり、イギリスから中堅の中世史家4名を招いて「日英中世史料論」シンポジウムを開催したのが、こうした試みの最初だったからである。シンポジウムの坂上報告の配布資料に鶴島・春田両名によるこの集会の報告が引用されているが、筆者自身も集会直後にこれを紹介する文章を出しており、文献目録の6に引用してある。熊本での議論は、最近研究が進展した史料類型を選んでイギリスと日本とからそれぞれ報告者が立て、自国でのその研究成果を披露するという形で進められた。もちろん通訳・翻訳という難しい問題もあり、お互いの言うことが十分に分かり合ったとはとても言えないが、少なくともそれぞれが自分の手がけている史料と同類のものが相手の中世にも存在しており、従って相手の国でのその研究から直接に学ぶことができることは確信できたと思う。

国際比較史料論としての今回のシンポジウムは、こうした熊本での成果を引き継いだ上で、さらにそれを一段と高い水準に引き上げる意味をも持っていた。それは日本との比較の対象とされたのがもはやイギリスと西欧に限られるのではなく、朝鮮と中国との史料が大きく取り上げられたことである。そも

そもわが国の歴史学界では理論的考究の担い手として西洋史研究者が中心となる傾向があり、史料論においても西洋中世史の専門家が果たしてきた役割は大きかった。このことはしばしば批判的に語られるが、少なくとも史料論に関する限りは現実的な根拠を持っているのである。それは西洋史研究者の場合には、日本史はもちろん朝鮮史や中国史の研究者と比べても、研究文献の消化に費やさねばならない時間が相対的に大きくて、史料そのものを検討している分量がどうしても少なくなる傾向があるからだ。このこともまた否定的に取り上げられることがあるが、史料の選択自体が現地における研究成果の消化の上で最もよく行われるのであるから、研究生活の現実として積極的に捉えてしかるべきであろう。そして扱える史料が少ない場合には、かえってその史料の性格や証言範囲についてより綿密に考える傾向が生まれてくることも、また積極的に捉えてもらいたいと思う。これは西欧中世初期という史料数の絶対的に少ない時期の専門家として史料論について発言してきた筆者の主張として、自己弁護論的に聞こえても致し方ないことであるが。

しかしヨーロッパ学界で史料論が盛んであり、わが国学界でも西洋史研究者の間でそうであったからといって、史料の国際比較史が日本と西欧との間に限られてよいことにはけっしてならないのは当然である。ことに中国文化の受容であるとか漢字の使用というような共通性を持つ東アジアの世界では、史料の国際比較がまた新たな相貌を帯び、特有な関心を掻き立てるであろうことは確実である。史料論の比較対象として日本と西欧だけでなく朝鮮と中国を並べた今回のシンポジウムが、まさに現在学界の第一線を行っていた根拠の一つが、ここにもあったのである。そして、伝統的な中国史中心の東洋史学から、アジアに開かれた大学を標榜して、朝鮮史学とイスラム文明学をいち早く分出させてきた九州大学が、そうした営為の母胎となっていたのも当然のことであろう。

さて、以上2点が今回のシンポジウムの位置づけであるが、さらに期待される今後の展開について、やはり2点の要望を出させて頂きたいと思う。まず、今日の史料論はまったく文字史料に限られたが、現在の歴史研究における物的史料の重要性に鑑みれば、これを無視することはできないと言いたい。例えば私の専攻するヨーロッパ中世初期社会経済史では、最近四半世紀の間に革新といえるほどの研究史の展開があり、それには史料論の深化も大きく貢献しているが、それと同時に、いやおそらくそれ以上に、考古学（古銭学を含む）の発展が積極的に作用してきたのである。かつては都市不在の時期とされがちであったこの時期について、現在では都市史が一つの分野として確立しているのは、考古学の貢献なしにはまったく考えられなかったことである。そして農村史では文字史料による荘園制展開の跡付けと考古史料による農業成長の論証との間に、微妙な関係が生じてきており、文献目録の7にある書物ではその内容を紹介している。ここでは考古史料と文字史料のそれぞれの特性を補完的に捉えることによって、いっそう立体的に研究を進めようとする機運が盛り上がり、認識論にまで立ち入った議論が展開されようとしている。このような動向を見ると、わが国学界でも同じことができないはずはないと思われる。しかも九州はそのためにもふさわしい学的環境にある。九州での考古学は独特の風格を備えているが、最近では九州大学考古学研究室を母胎として生み出された考古学認識論に関わる仕事が賞をとっているのである（文献目録8）。是非ともこの地が、物的史料も含めた史料論の舞台となってもらいたいと願っている。

そして最後に、この小論が現在における史料論による革新を前面に押し出してきたからといって、それが史料学の伝統を否定するのではまったくなくて、まさにそのうちから生まれてきていることを強調して終わりたい。すなわち史料論も史料学と同じようになるだけ過去の人間の生活に近い所に立ってその痕跡を探る、つまり史料にじかによりよく触れたいという志向の上に成り立っていて、そのためには手間暇を惜しまず、背伸びをせず得意技を振るい、さらにそれを磨いていこうという営為であるからだ。なぜこの点を強調するかといえば、史料論がその一齣となっている現代歴史学のうちには、言葉の洗練によって少しずつ違った感じのする議論を繰り広げることで個人的差別化を楽しむという、いわば

爛熟の傾向が見て取れると筆者には思われてならないからである。かつてわが国であれほどの発展を遂げたマルクス経済学が現実の粘り強い観察から離れたときに陥っていった衰退の危険が、現在の歴史学にも潜在していると感ずるのは、年寄りの心配しすぎであろうか。これに対して筆者の思い描く史料論は、なるだけ沢山の史料を読み、またその一つずつのなるだけ奥深くまでを読み込む、そしてそのためになるだけ多くの時間を使うといういわば職人的仕事を基礎とするはずのものであり、そうであるからこそ、現代歴史学の極端な主観主義的傾向のうちで、なお多くの歴史家が共有できる客観性を担保するよすがとなっていくはずのものなのである。そうした史料論が、史料を愛し史料に粘り強く取り組んだ先学たちを誇るこの九州の学界で、ますます発展していくことを願ってやまない。

[引用文献目録]

1. J. フレーリッヒ「日欧中世史料論についてのノート」『九州史学』131、2002年、45-61頁。
2. 石井進「『史料論』まえがき」『岩波講座 日本歴史25、別巻2』岩波書店 1976年、2-14頁。
3. 岡崎敦「西欧中世史料論と現代歴史学」『九州歴史科学』31、1-20頁。
4. 森本芳樹『比較史の道。中世ヨーロッパから広い世界へ』創文社 2004年。
5. L. ジェニコ著（森本芳樹監修/大嶋誠他訳）『歴史学の伝統と革新。ベルギー中世史学による寄与』九州大学出版会 1984年（新装版、1996年）。
6. 森本芳樹「国際比較中世史料論の現在—熊本シンポジウム『日英中世史料論』をめぐって—」『久留米大学比較文化研究』29、2002年、41-60頁。（森本『比較史』[前掲4]第3章として再録）
7. 森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新。最近のヨーロッパ学界から』木鐸社 近刊。
8. 松本直子/中園聡/時津裕子編『認知考古学とは何か』青木書店 2003年。

（本稿は、2006年12月9日に九州史学会シンポジウムの総括として筆者が読み上げた原稿に、若干の補完をした上で、報告書用の文章として書き改めたものである。）